対応の方向性(部会検討結果)

1 営業許可制度の見直しに伴う条例の改正

- これまで都条例により許可の対象とされていた業種のうち、今回の法改正による制度において届出の対象とされた業種(弁当等人力販売業等) の取扱いについて検討
- 〇 法改正は、国際整合化及び全国平準化が目的であるため、衛生管理基準及び施設基準に追加の規定を設けるには相当な衛生上の理由が必要

(部会での主な意見)

- 事業者自身が何をしなければいけないのかということをしっかり周知していただきたい
- ・条例許可業種から法届出業種になるところは、優先的に監視指導を行っていただきたい
- ・法改正の主旨を踏まえ、各自治体により運用がバラバラにならないよう統一的に対応してほしい
- ・ソフト面で指導していくのは、大変だと思うが、しっかり監視してほしい



取締条例で規定している都独自の業種について法規定との整合を図る

2 食品リコール情報の報告制度創設に伴う条例の改正

○法で報告対象とならないリコール情報の取扱いについて検討が必要

(部会での主な意見)

- ・ 条例の報告対象と法の報告対象の範囲が異なると消費者は混乱するとの懸念がある
- 国の制度に一本化するということは、消費者にとって非常に見やすく分かりやすい
- ・対象外となる事例も含め、判断に迷う事例については国と議論・相談していただきたい
- ・当面の間は、都のホームページに、国のホームページのリンクを張る、一元化されたことを周知するなど極め細やかな対応をお願いしたい



食品のリコール情報の報告については、国の制度に一本化する

3 HACCPの円滑な導入のための取組

〇中小事業者を中心に周知・支援することが必要

(部会での主な意見)

- ・小規模な飲食店については、地域の商店連合会等と連携して説明会の周知をしてはどうか
- 事業者団体に所属していない事業者には十分な情報が行き届かない恐れがあり、如何に周知を行うかが課題である
- ・動画の作成や地域単位での説明会の開催など周知方法を検討していただきたい